

〔翻 訳〕

「代表請求：新手續案」および「回答」

——大法官府による意見照会文書・回答書(試訳)——

吉 垣 実

目 次

1. 訳者まえがき

2. 代表請求：新手續案

A Lord Chancellor's Department Consultation Paper Representative Claims: Proposed New Procedures February 2001.

3. 回答 代表請求：新手續案

Consultation Response Representative Claims: Proposed New Procedures April 2002.

1. 訳者まえがき

大法官府(2003年6月に、同府は廃止されそのほとんどの機能を新たに設置した憲法問題省(Department for Constitutional Affairs)に移管した。)は、民事訴訟の中に代表訴訟のための一般的装置を設けることの有益性を考慮するべく、これについて助言を与え、かつ意見照会文書(以下、「文書」という)を作成するための作業委員会を立ち上げた。2001年2月に公表された文書は、代表訴訟のための一般規定をイングランドおよびウエールズの民事法に導入することの意義について、12の提案をし、コメントを求めていた。それに対する各界からの回答を纏めた文書(以下、「回答」という)は、2002年4月に同府から公表された。

ここに試訳として掲載させて頂くのは、文書および回答である。これらについては、拙稿「イギリス代表訴訟手続について」(本号掲載)に脚注として引用するつもりでいたが、文書および回答の資料的価値を考え、このような形で掲載させて頂くことにした。紙幅の関係上、省略している部分もある。

わが国において、消費者団体訴訟制度の在り方につき、その方向性が固まり、2005年6月23日に、内閣府の国民生活審議会消費者政策部会における消費者団体訴訟制度検討委員会により、「消費者団体訴訟制度の在り方について」がまとめられた。内閣府は来年の通常国会に当該制度を盛り込んだ消費者契約法改正案を提出する。当該制度については、今後も検討がなされるものと思われるが、文書および回答において示された内容は、わが国の議論に示唆を与えてくれるものと思われる。

文書において示された12の提案は次のとおりである。

- 提案1：代表資格で行為をしようとする者は、代表請求を提起するために、裁判所から訴訟手続追行の許可を得る。申請は書面によりなされるべきであり、被告に送達されるべきである。もし許可が退けられた場合、申請者は申請を口頭で補正することができる。申請が認められた場合、被告は口頭聴聞（oral hearing）において決定を再考慮するよう申し立てることができる。
- 提案2：代表訴訟における訴訟提起前のプロトコールの利用については、更なる検討が必要である。
- 提案3：代表請求は、指名され又は指名されない個人が直接の訴訟原因を有する状況のもとで、その個人のグループを代表して提起することができる。
- 提案4：可能ならば、申請者は、被代表者の氏名を裁判所に提示し、また被代表者が申請者により代表されることに同意していることを証明すべきである。その代案として、容易に通知できる場合には、例えば、全組合員に会報を回覧するなどして、申請者に代表されたくない場合に脱退（opt-out）の機会を個人に与えるべきである。個人を指名できない場合には、可能な限り確認すべきである。
- 提案5：申請者は、自分が諸個人の利益を代表する適切な組織又は個人であり、当該事項に十分な利害関係を有していることを、事案中の争点に対する認識を述べるなどして、裁判所に対して証明すべきである。
- 提案6：申請者は、他の利害関係人を確認することにより、申請者が諸個人の利益を代表するに最もふさわしい組織又は個人であるかどうかを、裁判所が決定する手助けをすることが望まれる。
- 提案7：回答者は、裁判所の決定を公表させる規定を設けるべきか、またもし規定すべきと考えるならばどのような方法によるべきかについて、コメントしてもらいたい。
- 提案8：両当事者の正義の利益を考慮し、申請者は代表請求が進むべき適切な道であることを証明する特別義務を負担すべきである。また、指名される個人のための代表請求においては、利用できる請求の範囲及び救済は、彼等が自分たちで個別に請求をする場合と同様のものであるべきである。実際の損失に対する公平な補償とその公正な分配に関する問題にどう対処できるか、意見を求める。
- 提案9：代表請求の費用に関する特別の規定を追加する必要があるか、もしあるとすればどのようなものであるべきかについて、意見を求める。

提案10：個人が、ある問題行為により生じた直接の訴訟原因を有するが、それが必ずしもその被告に対するものでない様な状況においても、集団のために代表請求を行い得る、という段階まで代表請求の範囲を拡張できるかどうかについては、意見を求める。

提案11：指名されない原告への損害賠償の問題は将来再考慮すべきか、また影響を受ける者に賠償金を分配する信託基金を創設することがどれほど有用・適切かについて、回答者のコメントを募集する。

提案12：もしそれが政府や公開有限会社（plc）を相手にした公益追求の手続であるならば、代表組織は、訴訟費用を賦課せず又は敗訴者の費用負担責任を課さない旨の決定を求めて、初期段階で裁判官に対して申立てをすることができることにしてはどうか、との提案がなされた。回答者には、そのような規定についてコメントしてもらいたい。

2. 代表請求：新手続き案 [A Lord Chancellor's Department Consultation Paper Representative Claims: Proposed New Procedures February 2001.]

緒言

回答方法

イントロダクション

代表請求作業委員会

代表請求の定義

代表当事者、集団訴訟命令及び代表請求

代表請求の範囲

追行許可の申請

追行許可の申請に関する考慮

訴訟提起前の行動

代表されるグループの確定

当該事案における申請者の適格性の確認

その他の利害関係者

利用できる請求／救済の範囲

訴訟費用

代表被告

その他の問題

付録A 提案の要約、付録B 代表請求作業委員会：権限、付録C 代表訴訟作業メンバー

付録D 規制影響評価の一部、付録E 照会基準の標準テキスト〔付録AないしEについては省略。〕、巻末注。

緒言

この意見照会文書は、大法官がより広範な司法へのアクセスを与える施策の一部として、イングランド及びウェールズの裁判所において代表請求（representative claims）が認められるための体制を構築するべく、いくつかの提案を行うものである。この意見照会は、内閣府（the Cabinet Office）が発した実務規則（the code of practice）に沿って行われたものである。これは規則（Code）の範疇に属するものである。付録Eで述べられた規則の基準にも従っている。

この影響評価が最初に示すところによれば、この提案により潜在的に影響を受けるのは、代表請求の被告か、代表されるクラスのメンバーかを問わず、すべての営業組織、慈善組織又はボランティア組織である。この提案により、営業・慈善・ボランティアの各部門には、更なる費用負担や費用節減が生ずるだろう。しかし、これらの提案は新たな訴訟原因を創造するものではないので、追加的訴訟は最小限度に抑えられるだろう。草案の規制影響評価（Regulatory Impact Assessment (RIA)）は付録Dに付されている。この規制影響評価の更なる進展に向けて、情報・資料面での貢献をすることが、意見照会文書を受ける者に期待される。

この意見照会の結果に基づいて、政府はすべての決定を実施する前に、提案ごとに生じるであろう費用と利益に関して、さらなる検討作業を行う提案をしている。

回答方法

2001年5月までに大法官府民事手続部まで回答を寄せてほしい。

代表グループが回答する場合、代表する人々や組織の概要を提出すること。

回答者は、付録Aに記載された順に各提案につき、又はその他の関連問題につき、コメントすること。

本省は、しかるべき方法で、本文書に対する回答の公表を求めることができる。

回答者の氏名を非公開にしたい場合には、回答書にその旨を特筆すること。なお、非公開の回答も、寄せられたコメント・表明意見として、数の統計的なサマリーに含まれる〔提出期限および提出方法等は省略〕。

イントロダクション

1. 私法上の事案においては、現在、原告は〔権利を〕実現するための法的権利が自己に帰属していることを証明しなければならない。その結果、権利帰属主体以外の者や組織（例えば消費者団体（consumer group））は、氏名を確認することが出来ない請求権者（on behalf of an unnamed claimant）のために、又は権利を侵害された個人を代表して訴訟を提起することはできない。その〔権利の帰属主体である〕個人のみが訴訟を提起する権利を

有するのである。しかし公法上は、十分な利益を有する者は誰でも司法審理を求めることができる。全体的に見て、利益の十分性 (Sufficient interest) につき裁判所は漸次リベラルな見解を採用してきている。そのような事案においては、グリーンピース¹⁾や消費者協会 (Consumers Association)²⁾のような組織による提訴が許されている。

2. 政府は、公的組織の一員 (members of the public) に提訴権を付与する改正法を、すでに議会に提出している。その改正法は、広範囲のグループに利益を与えることになろう。2000年4月1日に施行された司法へのアクセス法のもと、法律サービス委員会 (Legal Services Commissions) は、コミュニティ・リーガルサービス (Community Legal Service) の一部として、請求が公益に適うのならば、その請求に基金を提供する権限を有する。その場合、資力調査が行われる。

3. それにもかかわらず、個人にかわって問題を追及しようとする組織が、権利を有しておらず、同時に各個人も彼ら自身で問題を追及する立場にない、という状況もありうる。

4. 司法へのアクセスを保障する政府政策は、広い範囲の組織が、被代表者等の利益を守る権限を与えられた場合、よりよい形で達成されることになろう。ゆえに大法官は、イングランド及びウェールズの裁判所において代表請求の範囲拡大の件について、意見を求めるものである。

5. 民事司法改革 (Civil justice reform) の目的を推進するに際して、裁判所の紛争解決手続は、他のより適切な代替手段 (例えば、適格団体〔適格組織〕 (statutory body) による提訴、産業界の行動規範、オンブズマン制度など) を尽くした後の最終手段として位置づけられるべきである。

6. そうであっても、消費者の利益やグループ又は協会の構成員の権利を保護するための事例において、代表者が直接に影響を受ける者に代わって効果的に裁判所で訴訟を進行し得るような場合はあるだろう。

7. 差止指令 (Consumer Protection Directives) (Directive 98/27/EC) の実行を通して、政府は、現在11の消費者保護指令の下で、消費者の集合的利益を侵害する業者に対してその停止を求める旨の連合王国での差止権限を、公的執行機関や客観的基準を満たす民間の消費者組織 (private consumer bodies) に与える予定である⁴⁾。差止指令の実行規則は2001

1) *R v Inspectorate of Pollution, ex p. Greenpeace Ltd (No 2)* [1994] 4 All ER 328.

2) ECJ Case C-82/96 (*Consumer Association v UK*).

3) 基金規則：民事事件への基金拠出の新アプローチ意見照会後の大法官に対する報告書。法律サービス委員会より入手可能。Legal Aid Board 85 Gray's Inn Road, London WC1X 8AA.

年初頭には作られる。差止指令に関する質問は、通商産業省（Department for Trade and Industry）に問い合わせること。

〔この指令をうけて、国内法化することとし、2001年に1973年公正取引法（Fair Trading Act 1973）の特則として差止命令規則（The Stop Now Orders (E. C. Directive) Regulations 2001）が制定された。この差止命令規則は、1998年E U指令を早急に国内法化するための暫定的な措置であったことから、2002年に制定された Enterprise Act 2002において、1973年公正取引法と差止命令規則とを統合する規定が置かれることとなり、これに伴って、この二つの法令は廃止された。この規定において、差止命令制度の改正、消費者代理請求（Claims on Behalf of consumers）の導入、Super-complaints と呼ばれるイギリス独自の制度などが規定されている。イギリスの現行制度では、消費者団体による差止請求は、1999年不公正条項による差止請求（12条（2）項）および、Enterprise Act 2002 Part8 による差止請求により行うことが可能であり、損害賠償請求については、Enterprise Act 2002 Part2 消費者代理請求によって行うことが可能である。〕

8. 他の欧州連合政府は、イニシアチブ⁵⁾を發揮して、消費者や個人の利益保護の手段として、又は環境保護目的の手段として、代表請求の基本原理に取り組んでいる。

9. 商取引における支払遅延を防止するE C指令（The directive on combating late payment in commercial transactions）（Directive 2000/35/EC）は、中小企業（SME's）を代表する正当な利益を有するとされた公認組織に、裁判所や所轄の行政機関において不公正条項の使用継続を差し止める訴訟の提訴権を認めている。

4) 11の指令というのは、

- ・詐欺広告（84/450 as amended by 97/55/EC）。
- ・事務所外で交渉された契約（「訪問販売」）（Contracts negotiated away from business premises（“doorstep selling”））（85/577/EEC）。
- ・消費者信用（87/102/EEC as last amended by 98/7/EC）。
- ・テレビ放送事業（89/552/EEC（Articles 10 to 21）. 修正（97/36/EC））。
- ・パック旅行・休暇・ツアー（90/28/EEC）。
- ・人に使用する医薬品の宣伝（90/28/EEC）。
- ・消費者契約における不当条項（93/13/EEC）。
- ・タイム・シェア（94/47/EC）。
- ・隔地者間契約（「遠隔販売」）（97/7/EC）。
- ・消費財の販売と関連する保証（99/44/EC）及び情報社会サービスにおける法的側面、とくに電子取引（2000/31/EC）。

5) 例えば、環境責任に関する提案を試みる最近のE C白書。問い合わせは環境運輸地域省（Department of Environment Transport and Regions）の Stephen Griffiths（電話：020-7944 5302）まで。商取引における支払遅延の対策をするE C指令は、2002年8月8日までに実施される予定である。オルフス条約（The Aarhus Convention）には司法へのアクセス（Access to Justice）が盛り込まれ、また欧州委員会（European Commission）は提案の計画を打ち出している。問い合わせは環境運輸地域省の Jayne Boys（電話：020-7944 6493）まで。

10. 小規模事業支援局（The Small Business Service）はまもなく当該指令をより詳しく説明する照会文書を公表し、実施のための意見を求める予定である。

11. 意見照会文書は、代表請求手続について提案を行う。これらすべての提案及びその他の関連問題につき意見が求められる。提案の要旨については、付録Aを参照。

代表請求作業委員会

12. 大法官府は、イニシアチブを進めるために、作業委員会（Working Group）を設置した。この意見照会文書は、この委員会における様々な意見報告に基づいている。委員会の権限については付録Bに、委員名簿については付録Cに記載されている。

代表訴訟の定義

13. この文書の目的のため、代表請求を次のように定義しておく。すなわち、個人が直接の訴訟原因を有する状況において、指名され又は指名されない個人のグループにかわって、代表者又は代表組織が提起し又は提起される請求、である。この定義の効力の及ぶ範囲や委員会 でなされた議論については、後述する。

代表当事者，集団訴訟命令（Group Litigation Orders）及び代表請求

14. すでに、個人が代表資格で訴訟追行できるような場合がいくつか存在する。現行規則上⁶⁾、ある事案においては、1人又は数人が、同一の利益（same interest）を有する他の多数の個人にかわって訴訟手続を利用することが認められている。

15. また、共通の事実上又は法律上の争点（common issues of fact or law）をもたらす複数請求について、事案管理（case management）するための規定が存在する。これらの集団訴訟命令はしばしば複雑となり、多くの個人の請求を扱うこととなる。当該手続には、個別に事案を攻撃・防御する原告・被告の権利と、効果的な方法で訴訟を追行する当事者グループの利益との均衡をはかるための規定が置かれている⁷⁾。

16. 代表者や代表組織（例えば、消費者グループ、環境保護組織、事業者協会）に提訴権限を認めることにより、法は更なる段階に進み、扱われる事案にとっては追加的、補足的な手段が提供されることとなる。組織は、集団的利益の主体である個人に代わって訴訟手続を起こすことが可能となろう。代表資格で追行する際、手続に直接の利益を有している必要はない。

6) 民事訴訟規則19条6項：「同一の利益」を有する代表当事者（CPR Part 19.6 Representative Parties With Same Interest）。

7) 民事訴訟規則19条：当事者及び集団訴訟（CPR part 19 Parties And Group Litigation）。

17. その事案における争点を公正（just）に解決するのに最も適したこれらの手続（又はこれらの手続を組み合わせ）を，裁判所の関与によって当事者が利用可能にすることが目的である。

代表請求の範囲

18. 代表者による訴訟追行を認める提案は，司法へのアクセスを増やすことと，不適切・過負担の訴訟を回避することとのバランスを保ちながら達成されなければならない。作業委員会の考えによれば，その展開や手続範囲を決定するに際しては，以下の確認が重要である。

- 代表当事者は，請求を行うにあたり，十分な利益（sufficient interest）を有する適切な組織又は個人であること。
- その請求が訴訟追行のための適切な方法であるかどうか，そして，
- 被代表者の身元を確認すること。

追行許可の申請

19. 被告に負担を強いることにならないか，また原告と被告との権利のバランスを保つ必要はないか，という心配があるかもしれない。しかしそれは，効果的な事案管理をする方向性と併せて，訴訟追行をするためには許可が必要である，とすることで対応できる。許可段階（permission stage）は，裁判所が最初に当該請求における代表訴訟的側面を考慮する場面であり，それは篩い分けとして機能するのである。

20. 作業委員会は，許可段階における手続方法について考慮した。被告は許可段階で申請書のコピーを送達される。書面申請に基づいて申請が許可された場合，被告には申請を再考慮してもらうための口頭聴聞（oral hearing）の機会を保障するべきである，という意見の一致をみている。

提案：代表資格で行為をしようとする者は，代表請求を提起するために，裁判所から訴訟手続追行の許可を得る。申請は書面によりなされるべきであり，被告に送達されるべきである。もし許可が退けられた場合，申請者は申請を口頭で補正することができる。申請が認められた場合，被告は口頭聴聞（oral hearing）において決定を再考慮するよう申し立てることができる。

追行許可の申請に関する考慮

請求の代表的性質（representative nature）および追行許可の申請に関しては，以下のことが考慮される。

- 訴訟提起前の行動
- 代表されるグループの確認

- 当該事案における申請者の適格性の確認
- その他の利害関係者
- 利用できる請求／救済の範囲
- 費用

訴訟提起前の行動

22. 申請者は、事案との関係において、訴訟提起前のプロトコール（pre-action protocol）に従っていることを証明すべきである。訴訟提起前のプロトコールは踏むべき段階を示しており、当事者やその法律アドバイザーは、手続開始前、それに従うべきである。その目的は、早期の段階で争点および証拠を認識しておくことにある。それによって得られた情報に基づき、早期に和解が促され、可能ならば訴訟手続の開始を回避することができる。作業委員会においては、訴訟提起前のプロトコールの有用性について、意見の一致をみている。

提案：代表訴訟における訴訟提起前のプロトコールの利用については、更なる検討が必要である。

代表されるグループの確認

23. 作業委員会は、確認することができない個人（unidentified individuals）も確認することができる個人と同様、代表請求により適切に代表されるかどうかを論じた。また、確認できる者と確認できない者とが混合するグループを代表して訴訟を提起できるかについても論じた。とりわけ、以下のような場合に生ずる様々な形態の代表請求に焦点を当て議論している。

i. 例えばその構成員を代表する事業者協会（trade association）や労働組合（trade union）が、自分たちに不利益を与える違反行為を制限する差止命令を求める場合のように、直接の訴訟原因において、名前が挙げられ、ゆえに確認できる諸個人を代表する場合。

委員のうち数人は、確認できるか又は名前のわかる個人を代表する場合のみ認めることに利点が多いとの見解を示していた。そのほうが、不合理な手続を抑止することになり、また被告が答弁書を提出をする場合、代表者と被代表者の関連性を証明する場合、除外されなければ当事者となるべき個人が手続からの除外申出をする場合等における手続が容易になる、という。

ii. 例えば、水増し請求された製品（サービスを含む）を購入した全ての者といったような直接の訴訟原因から、名前は挙げられないが確認はできる個人を代表する場合。例えば、特定地域の需要を満たす公共企業（Public utility company）の顧客といったような個人の属するグループを明確に確認することはできるが、個人名を挙げるのは困難又は不可

能であるような大きなグループも幾つか存在する。

iii. 例えば消費者グループがテスト・ケースをするのに適切な個人を見つけるのが困難な場合等、直接の訴訟原因は確認できるが個人を指名することも確認することもできない場合に、被害者グループ (affected group) の利益を代表する場合。無名の個人でもよいとすれば、代表組織が、例えば「すべての消費者」(all consumers) のような不特定又は潜在的な大規模集団のために代表請求を提起することも可能となる。

iv. 例えば消費者グループが、損害発生前に、ある製品が潜在的に有害であるとの証明をしようとする場合のように訴訟原因がまだ発生しない段階で、予防措置として訴訟を提起することを認める場合。これは現存しない新たな訴訟原因を創設するものであり、立法措置が必要である。意見照会文書は、この点についてこれ以上の検討をしていない。

24 前三者のグループのためにする代表請求は、個人ベースでみれば小さな損害であるものの、[それが集まることにより] 多くの人々に影響を与えるであろうような損害の事案を処理すること、又は代表組織 (representative organisation) がその構成員のためにする提訴又は応訴を可能にする有益な装置となり得るだろう。指名はできなくてもその利益を代表することはできる他人を代表して行動する代表組織は、上記の懸念に対応する法的枠組みの中では、有効な役割を果たすかもしれない。

提案：代表請求は、指名され又は指名されない個人が直接の訴訟原因を有する状況のもとで、その個人のグループを代表して提起することができる。

提案：個人が、ある問題行為により生じた直接の訴訟原因を有するが、それが必ずしもその被告に対するものでない様な状況においても、集団のために代表請求を行い得る、という段階まで代表請求の範囲を拡張できるかどうかについては、意見を求める。

申請者は、以下の方法により、被代表者を確認すべきであると考えられる。

i. 指名された個人の事案。申請者に代表されることに同意するかどうか、可能ならば確認すること。

ii. 指名されたグループの事案 (例えば、労働組合の構成員たる地位) で、例えば会報を全てのメンバーに回すことができる場合など、訴訟で代表されるべき個人に対して容易に訴訟の通知を出せる場合には、彼らに脱退 (opt out) の機会を与えること。

iii. 指名できないが確認はできるグループの事案において、例えば特定地域内の全員、所定の期間に特定の商品を購入した者全員、特定組織に所属する者全員というように、グループを明確に定義すること。

iv. 指名できずかつ確認できない集団の事案においては、例えば関係公認組織 (relevant

recognised organisations), 要人 (prominent persons), 関係する地域グループ (relevant local groups), 適格団体〔適格組織〕 (statutory bodies) による支援の陳述 (statement of support) や署名誓願 (signed petitions) 等, 代表を予定している者からの支援があることを証拠として提出すること。

提案：可能ならば、申請者は、被代表者の氏名を裁判所に提示し、また被代表者が申請者により代表されることに同意していることを証明すべきである。その代案として、容易に通知できる場合には、例えば、全組合員に会報を回覧するなどして、申請者に代表されたくない場合に脱退の機会を個人に与えるべきである。個人を指名できない場合には、可能な限り確認すべきである。

当該事案における申請者の適格性の確認

25. 代表請求の提訴権を付与された者が責任ある訴訟追行をなすこと、また、その者は真に諸個人の利益を代表している、ということを確認する必要がある。そのために、例えば組織の承認リスト (an approved list of organisations) の有効性も含めて、様々な手段が考慮された。ただ、リストの承認者の決定、また、全てのニーズがリストの中に網羅されているのかについての確認には困難が予想されるため、リストの更新は困難であると考えられた。

26・代表請求を提起しようとする組織および個人が満たすべき暗黙の基準 (indicative criteria) が幾つかあり得べきである、との結論づけがなされた。そのような基準は、規則又は実務通達の中で規定されることになる。代表者又は代表組織はその基準を満たしていることを理由として、代表請求による追行の許可を裁判所に申し立てる事が考えられる。その際、申請者は代表訴訟の追行適格を有していることを立証すべきである。組織が適格を有する場合とは、以下のとおりである。

○適切な組織 (appropriate constitution) であること。例えば、選任役員 (elected officers), 会員規約 (membership rules), 目的説明書 (statement of purpose) 等を有していること。

○当該争点に関して十分な利害関係を有する責任ある組織

(a responsible organisation with a sufficient interest) であることを裁判所に対して証明できる場合。例えば、以下の証拠を提出することにより証明する。

以前からの活動の経緯 (any previous history of campaigns), 援助者 (assisting individuals),

当該分野における関与全般 (general involvement in the area concerned), 全国的又は地方において認められた組織 (that it is a nationally or locally recognised organisa-

tion) であること、全国的組織・ネットワーク又は地方公共団体の構成団体であるか又はその支持を得ている (it is affiliated to or supported by any national organisation or network, local authority) こと、等。

○EU加盟国（独立公共団体 [independent public bodies] を含む）から資格を付与された団体であり、グループを代表して手続を行う民間組織 (private organisation) であること。

27. しかし、〔適格者に関する〕上記の列挙は網羅的ではないし、例えば共に活動する隣人グループのような、個々の出来事や関心事に応じて特別に形成されたグループを除外するものでもない。いかなる基準が申請者に要求されるにせよ、裁判所は、それが適切と考えたならば、その基準を覆す裁量権を有することになる。

すなわち、裁判所が当該事案における状況に照らして、それが適切と考えたならば、全ての基準を満たさない申請者を許容することもあるし、逆に全ての基準を満たす申請者を手続から排除することもある、ということになる。

28. 作業委員会は、代表者又は代表組織は、訴訟費用を負担することができないとの理由から訴訟を拒否されることのないよう、これを追行適格 (suitability to act) を決定する基準にすべきではない、と考えた。しかし、費用負担責任 (costs liability) を回避する手段として代表請求が提起されていると考えられるような事案においては、裁判所は裁量により訴訟の許可を与えないとの判断を下すことになる。

29. 裁判所の裁量権は、確認され指名された個人が自己の権利につき原告として訴訟提起できないような請求を受容するほど広いものではないだろう。裁量権は、現行法のもとで一般的に認められていない訴訟原因を新たに受け入れることまで許容されるものではなからう。

提案：申請者は、自分が諸個人の利益を代表する適切な組織又は個人であり、当該事項に十分な利害関係を有していることを、事案中の争点に対する認識を述べるなどして、裁判所に対して証明すべきである。

提案：申請者は、他の利害関係人を確認することにより、申請者が諸個人の利益を代表するに最もふさわしい組織又は個人であるかどうかを、裁判所が決定する手助けをすることが望まれる。

提案：回答者は、裁判所の決定を公表させる規定を設けるべきか、またもし規定すべきと考えるならばどのような方法によるべきかについて、コメントしてもらいたい。

その他の利害関係者

30. 申請者は、他の利害関係者又は申請に異議を唱えそうな者（当該事項につき代表訴訟の提起を望むかもしれない他の組織や、自己の請求の訴訟進行又は申請者によって開始された訴訟手続の一員にされることについて異議を申立てるかもしれない個人や、利害関係を有する関連の適格団体〔適格組織〕（statutory bodies）も含まれる）に関して有している情報等を、裁判所に提供すべきである。また裁判所は、申請・請求又は聴聞の告知を送達されるべき他者に関して、命令を出すことができる。

31. 作業委員会は、他の組織や利害関係人が名乗り出ることができるよう、裁判所が代表者又は代表組織を認める理由を公告する（publish）することの適否について、議論した。

利用できる請求/救済の範囲

32. 作業委員会は、請求できる選択肢の範囲（差止命令手続に限定するか、是正措置も認めるか、又は損害賠償請求手続にまで拡大するか）につき考慮した。救済は、利用可能なものとすべきであるが、原告が確認できるかどうかによるのである。

33. 全く確認することができない個人のグループに、賠償金を分配することが不可能なことは明らかである。作業委員会は、このような状況における賠償金の分配について、例えば、製品の価格割引や健康・安全分野への投資、又は引き起こされた全損害の損失額に相当する金額を、研究対策費に充てることが望ましいと考えている。一般的に消費者に利益をもたらすことを目的とする規定を置くことが必要となろう。

そのかわりに、裁判所は、被告に信託基金を設立させた上でその支配を受託者に移し、影響を受けた者に賠償金を分配させ、また分配を申請するのは自由とすることを命じ得るかもしれない。そのようなアイデアは、立法によって実現されることになろう。

34. 上記により、損害賠償は、実際に損害を受けた個人への填補というよりはむしろ被告に科せられる罰と考えられることになる。そうすると別の個人が事後に自ら原告として損害賠償を求めた場合に困難が生ずるのは明らかである。委員の中には、名前を確認することができない個人を代表する賠償請求や手続範囲をどう位置づけるのかについて、現時点での結論付けは時期尚早である、と指摘する者もいた。

35. 重要なことは、申請者の求める救済が何か（例えば、損害賠償なのか差止めによる救済なのか）、を決定すべきであるということである。いかなる救済方法によるのかは、申請者の事案の陳述（statement of case）においてなされるべきである（請求形式においてなされるか、別途、請求の詳細においてなされるのかを問わない）。裁判所は、訴訟の形態と請求の代表性とに関する特別な問題（例えば、手続の形態が求められた救済におい

て適切なものであるか)を考慮することができる。

提案：両当事者の正義の利益を考慮し、申請者は代表請求が進むべき適切な道であることを証明する特別義務を負担すべきである。また、指名される個人のための代表請求においては、利用できる請求の範囲及び救済は、彼等が自分たちで個別に請求をする場合と同様のものであるべきである。実際の損失に対する公平な補償とその公正な分配に関する問題にどう対処できるか、意見を求める。

提案：指名されない原告への損害賠償の問題は将来再考慮すべきか、また影響を受ける者に賠償金を分配する信託基金を創設することがどれほど有用・適正かについて、回答者のコメントを募集する。

実際の損害に対する公平な補償と公正な分配をする際に生じる困難性を処理するための方法については、意見を募集する。

訴訟費用

36. 作業委員会は、訴訟費用の担保 (security of costs) について特別規定を設けるべきか、また、代表者又は代表組織の支払能力を、代表資格をもって訴訟進行するための適格性についての決定基準にするかどうかを議論した。作業委員会は、氏名を特定できる個人には費用を負担する責任があるとすべきか、また、個人は自分達を代表して提訴する無資力組織 (impecunious organisation) を創立して訴訟費用を免れることはできない旨を確認する必要があるかどうかにつき、考慮した。また裁判所も、訴訟費用負担の責任を回避するための手段として代表訴訟を提起したものと考えられる場合には、裁量により訴訟を許可しないとの判断をなす権限を有するであろう。裁判所が適切であると判断すれば、当事者でない者 (non-parties) に対しても費用の負担を命ずることができる。これに関する規定は既に存在している (Rule 48(2))。

37. 代表組織と原告との費用負担の取り決めについては、当事者間の問題である。保険でカバーできる費用も存在するし、ある組織は構成員のために訴訟費用を負担する旨の合意をしているかもしれない。しかし、人々は自己の請求につき提訴する選択肢を有しているのであるから、代表請求における費用に関する特別規定を考慮するのは不適切ではない、との結論に至った。

提案：代表請求の費用に関する特別の規定を追加する必要があるか、もしあるとすればどのようなものであるべきかについて、意見を求める。

提案：もしそれが政府や公開有限会社 (plc) を相手にした公益追求の手続であるならば、代表組織は、訴訟費用を賦課せず又は敗訴者の費用負担責任を課さない旨の決定を

求めて、初期段階で裁判官に対して申立てをすることができることにしてはどうか、との提案がなされた。回答者には、そのような規定についてコメントしてもらいたい。

代表被告

38. 代表被告となり、その資格において防御をなすことを望むかもしれない。そのような訴訟追行は、名前で特定される各被告の同意により又は裁判所の許可により、認められる。

その他の問題

39. 作業委員会のメンバーの中には、代表者又は代表組織が損害抑止措置（measures to prevent harm being caused）を求め得る新たな訴訟原因（請求権）を創設すべきである、と主張する者もいた。

有害のおそれのある製品（potentially harmful products）に対応する適当な救済手段は現存するのか、また取引基準局（Trading Standards Departments）を援助して活動できることが消費者グループにとって必要なのか、につき議論した。これにより、適格団体〔適格組織〕が有する既存の規制権限（the existing regulatory powers of statutory organisations）を補完することができるかもしれないが、それに関連する不都合についての指摘もなされた。

40. 作業委員会は、適格団体〔適格組織〕（statutory body）が提訴しない場合には別の利害関係組織が提訴できる旨を確認するため、適格団体〔適格組織〕とそうでない組織とが補完して行動できるものとする仕組みが必要かについて、議論した。適格団体〔適格組織〕が特定の状況において提訴しない旨の決定をしたときに（その仕組みとして）、裁判所がその決定について審査することは、適切な是正策にはならない、と考えた者もいた。それは、決定内容について訴えを認めるものではなく、単に正当な法的根拠により決定したかを問うだけのものだからである、との理由に基づくものである。

41. 他のメンバーは、すでに存在する適格団体〔適格組織〕は、安全基準を実施するために効果的に行動できる権限を有しており、もしその他のグループが関与すれば、かえって産業や消費者にのぞましくない結果となる（不安定な材料を提供することになる）と考えた。その考えに従えば、代表請求は限りなく拡大し、新たな訴訟原因を生み出し、もし新訴訟原因が認められるならば、代表組織と同様に個人も利用できることになるであろうことになる。

本意見照会文書は、新たな訴訟原因をひとつも提案していない。

3. 回答 代表請求：新手續案

Consultation Response Representative Claims: Proposed New Procedures April 2002.

イントロダクション

背景

回答の要約

各提案に対する回答

結論

付録A－回答者〔省略〕

イントロダクション

1. 本文書は、意見照会文書（代表請求：新手續案）に関する報告書である。
2. 本文書は、以下の事項を扱う。
 - 報告の背景
 - 報告のための回答の要約
 - 各提案に対する詳しい回答
 - 今後の方向性について
3. 連絡先〔省略〕

背景

1. 代表請求のイニシアチブは、消費者契約上の不公正条項（Unfair Terms）に関するEU指令を実施する必要性より生じた。以前からの処理でこれを実施しようとするれば、不公正条項の継続使用を阻止するための差止請求をできるのは公正取引庁長官（Director General of Fair Trading）に限られることになる。
それに対して、消費者協会（The Consumers' Association）は、それでは第7条の要求を十分に満たしていないと主張して、そのような実施方法に抗議した。すなわち第7条は、諸組織が、当該契約条項が継続使用を許さぬ程度に不公正かの決定を求めて、裁判所又は行政組織に対して訴訟を提起できるような規定を設けることを構成国に要求している、との主張をなした。
2. 1997年6月、消費者相ナイジェル・グリフィスは、消費者協会のような組織が不公正条項が含まれている契約を争う争訟を提起することを認める旨の政策変更を発表した。
3. この政策変更とそれにより創出される先例により、広範の諸組織や政府省庁が影響を受けることが予想される。そこで、民事訴訟の中に代表請求のための一般的装置を設けた方が有益かどうかを考慮され、この点について助言を与え、かつ意見照会のための文書を作るため、作業委員会が立ち上げられた。
4. 意見照会文書「代表請求：新手續案」が、2001年2月に公表された。文書は、代表

訴訟のための一般的規定をイングランド及びウェールズの民事法に導入することの価値について、コメントを求めている。

そこでは、以下のような、回答者のコメントが求められている12の提案が記載されている〔1・訳者まえがきに12の提案を記載してあるので、ここでは省略させて頂いた。〕。

5. 付録Aに、回答者一覧がある〔省略〕

回答の要約

1. 意見照会文書に対して、総計80人の回答者があった。各提案に対する回答数は、回答者の全てが各提案につき意見を述べていないことから、提案番号に応じて異なっている。前の方の提案より後のものの方が、回答は少なかった。
2. 回答者中のうちの何人かは、文書について、概括的に意見を述べるに止まったが、他の者は各提案につき意見を述べてくれた。各提案につき意見を述べてくれた者のうち、何人かは基本的に代表手続きに反対しているが、かりにそのような規定を導入する場合には、例えば許可段階のような手続の利用範囲を制限する提案や、ある組織が訴訟追行する場合には適格を示さねばならないとすることを重視していた。そのようなわけで、この分析では、一貫しない内容をもつ回答を扱わなければならなかった。
3. 回答者は、以下のグループに分類できる。
司法官 (The Judiciary) : 8人
法律事務所／裁判支援グループ／個人 (Law Firms/Legal Groups/Individuals) : 25人 (グループ)
政府部局 (Government Departments) : 7人 (グループ)
事業・商業組織 (Business and Commercial organisations) : 27人 (グループ)
その他 (Other) : 13人 (グループ)
4. 以下は各回答者の見解の要約である。これらは上記の分類に従ってグループ分けされている〔省略〕。

各提案に対する回答

提案1について

回答の概観

- 司法官：このグループでは、許可段階につき5件が賛成、3件が反対であった。意見なし、の回答は存在しなかった。反対者の理由は、おおむね、基本立法なしに代表請求を導入する考え方に反対しているからである。
- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：このグループからの回答の多数(19件)は、明らかにこの提案を支持した。4件が反対、2件が具体的意見なし、であった。

- 政府部局：このグループの3件は、新しいクラス・アクションの必要性が証明されていないとして、意見照会文書に含まれる各提案につき意見を述べなかった。本提案に対応してくれた回答のうち2件が賛成、2件が反対であった。
- 事業・商業組織：このグループからの回答では、27件中19件が好意的回答であるという明確な支持があった。残りの8件の回答のうち、4件が提案に反対、4件が具体的意見なし、であった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：この提案には、8件の回答が賛成という、明らかな支持が得られた。2件が反対、3件が具体的意見なし、であった。
- 結論：この「許可段階」の提案は好ましいものと評価された。80件の回答のうち、53件がこの提案に賛成であった。15件が反対、12件が具体的意見なし、であった。賛成者の多くは、これにより不適当な請求がある程度防止できると考えていた。

提案2について

回答の概観

- 司法官：このグループの回答では、5件がこの提案に反対であった。2件が賛成、1件が具体的意見なしであった。
- 政府部局：回答者のうち3者が、具体的意見なし、であった。ほかに、2件が賛成、2件が反対であった。
- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：この提案は、回答者の多数の支持を得た。25人の回答者中18人が賛成であった。3件が賛成、4件が具体的意見なし、であった。
- 事業・商業組織：このグループの多数（27件中19件）はこの提案を支持した。残りの8件は提案に反対、6件は具体的意見なし、であった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：この提案については、9件が賛成で1件のみ賛成という、明確な支持が得られた。3件は具体的意見なし、であった。
- 結論：訴訟提起前のプロトコルの提案は、司法改革の推進と調整中であるが、回答者の多数から好意的に評価された。19件が賛成、14件が反対、17件が具体的意見なし、であった。

提案3について

回答の概観

- 司法官：回答者の4件がこの提案に反対、3件が賛成、1件が具体的意見なし、であった。
- 政府部局：このグループ中3件がこの提案には特に意見を述べなかった。2件が賛成、2件が反対であった。

- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：意見を表明した回答者の多数（25件中11件）が賛成，8件が反対，6件が具体的意見なし，であった。
- 事業・商業組織：このグループの多数がこの提案を支持しなかった。10件が賛成，14件が反対，3件が具体的意見なし，であった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：この提案については，9件が賛成で1件のみが反対という明確な支持が得られた。3件が具体的意見なし，であった。
- 結論：この提案は，回答を見る限り，最も均衡したもののひとつとなった。ゆえに，全体的な支持が得られたとはいえない。反対する主な理由は，この提案が名前を確認できない者を代表して請求できる，とする点にある。

提案4について

回答の概観

- 司法官：回答者のうち3件がこの提案に反対，ほかの5件が賛成であった。
- 政府部局：この提案には全体的な賛成が得られなかった。2件が賛成，2件が反対，3件が具体的意見なしであった。
- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：この提案につき意見を述べた回答者の多数（25件中11件）が賛成したが，9件が反対し5件が具体的意見なしであり，全体的な支持は得られなかった。
- 事業・商業組織：15件の支持回答を得て，このグループの回答者からは支持が得られた。6件が反対，6件が具体的意見なし，であった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：8件が肯定的な回答をしており，この集団の回答者からは支持が得られた。2件が反対，3件が具体的意見なし，であった。
- 結論：41件の回答者が支持を示しており，この提案には全体的な支持が得られた。残りの22件は反対，17件が具体的意見なしであった。この提案は，脱退者〔当該訴訟からの除外を申し出た者〕(opted out) は自分の訴訟を提起できるのか等，脱退者がどうなるのかに関する意見を引き出した。総じて，この分野はより深く解明されなければならない，という共通の認識がみられた。

提案5について

回答の概観

- 司法官：この提案に対する回答は，賛成4反対4の同数に割れた。
- 政府部局：提案に対して，過半数の賛成は得られなかった。反対は1件のみにとどまったものの，残りの3件が賛成，3件が具体的意見なし，であった。

- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：回答の多数が、この提案に賛成だったことが明らかである。25件中17件が賛成、残りの8件のうち、4件が反対、4件が具体的意見なし、であった。
- 事業・商業組織：このグループからは、この提案に多数の支持が得られた。19件が賛成であった。わずかに2件が反対、6件が具体的意見なし、であった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：このグループの回答からは、提案を支持するものが多数であった。9件が賛成、2件が反対、2件が具体的意見なし、であった。
- 結論：これは最も支持された提案である。80件の回答のうち52件の回答が支持した。残りの13件が反対、15件が具体的意見なし、であった。

提案6

回答の概観

- 司法官：この提案に対する回答は、提案5におけるそれと同様であった。すなわち、4件が賛成、4件が反対であった。
- 政府部局：1件の少数意見が提案に反対した。3件が具体的意見なし、3件が賛成であった。
- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：このグループで意見を表明した回答者の多数（25件中16件）の支持を得た。残りの9件のうち、5件が反対、4件が具体的意見なし、であった。
- 事業・商業組織：この提案に対する回答は、提案5におけるそれと同様であった。19件が賛成、2件が反対、6件が具体的意見なし、であった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：このグループの回答者の多数がこの提案に賛成した。7件が賛成、4件が反対、2件が具体的意見なし、であった。
- 結論：この提案は、回答者の多数（80件中49件）の賛成を得た。残りの16件が反対、15件が具体的意見なし、であった。この提案に関して受けたコメントから、裁判所が「最もふさわしい代表者」（‘best’ representative）を決定する際には困難があり得る、という問題が示された。

提案7について

回答の概観

- 司法官：このグループの多数（4件）が提案に賛成、3件が反対、わずかに1件が特に意見なし、であった。

- 政府部局：このグループ中で3件がこの提案に肯定的に回答し、2件が反対、2件が具体的意見なし、であった。
- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：このグループは全体的に見て賛成していた（25件中18件が賛成）。わずかに2件が反対、残り5件が具体的意見なし、であった。
- 事業・商業組織：このグループの回答からは全体的な支持は得られなかった。11件が賛成、6件が反対、10件が具体的意見なし、であった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：このグループの回答からは、この提案に対する多数の支持が得られた。9件が賛成、1件が反対、3件が具体的意見なし、であった。
- 結論：この提案は好意的に評価され、80件中45件の賛成があった。残りの14件が反対、21件が具体的意見なし、であった。

提案8

回答の概観

- 司法官：回答の多数（5件）は提案に賛成であり、3件が反対であった。
- 政府部局：このグループでは、1件が賛成、3件が反対、3件が具体的意見なし、であった。
- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：このグループにおいて多数の支持を受けたもう一つの提案がこれである。25件中14件が賛成、8件が反対、わずかに3件が具体的意見なし、であった。
- 事業・商業組織：このグループからは、この提案への明確な支持が寄せられた。18件が賛成、3件が反対、6件が具体的意見なし、であった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：多数がこの提案に賛成する回答であった。7件が賛成、わずかに2件が反対、4件が具体的意見なし、であった。
- 結論：回答者の多数（80件中45件）がこの提案に賛成していた。その他19件が反対、16件が具体的意見なし、であった。回答全体に表れていた共通の趣旨は、損害賠償の問題はより深く考察されなければならない、ということであった。

提案9について

回答の概観

- 司法官：回答は、この提案に対する賛成4、反対4と同数であった。
- 政府部局：このグループでは1件の回答が賛成、3件が反対、3件が具体的意見なし、であった。
- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：このグループでは、この提案への全面的な賛

成は得られなかった。11件が賛成，11件が反対，3件が具体的意見なし，であった。

- 事業・商業組織：この提案にはほとんど賛成がなかった。7件が賛成意見，残りの15件が反対，5件が具体的意見なし，であった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：このグループでは，この提案への全面的な賛成は得られなかった。6件が賛成，2件が反対，5件が具体的意見なし，であった。
- 結論：この提案に対しては，支持の見込まれる回答がほとんどなかった。わずかに29件の回答が賛成であり，残りの35件は反対，16件は具体的意見なし，であった。あわせて51件が肯定しなかったことになる。

提案10について

回答の概観

- 司法官：このグループの回答では，この提案に支持がないのが明らかであった。6件が反対，1件が具体的意見なし，1件が賛成であった。
- 政府部局：このグループの回答では，この提案に賛成するものはなかった。4件が具体的意見なし，3件が反対であった。
- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：この提案にはほとんど支持がなかった。6件が賛成，11件が反対，8件が具体的意見なし，であった。
- 事業・商業組織：このグループの回答ではわずかに1件が賛成，18件が反対，8件が具体的意見なし，であった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：このグループでは，わずかに1件の反対があったものの，わずかに5件の賛成と7件の具体的意見のない回答があり，明確な支持があるともいえなかった。
- 結論：この提案について，ほとんど支持が得られなかったことは明らかである。80件の回答のうち13件が賛成，39件が反対，28件が具体的意見なし，であった。あわせて，67件の回答が肯定しなかったことになる。

提案11について

回答の概観

- 司法官：この提案に4件が反対，3件が賛成，1件が具体的意見なし，であった。
- 政府部局：この提案に賛成する回答はなかった。3件は反対，4件は具体的意見なし，であった。
- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：このグループでは25件中8件は提案に賛成，8件が反対，9件は具体的意見なし，であった。

- 事業・商業組織：この提案の回答は前の提案と同様であり、1件だけ賛成があった。19件が反対であり、7件は具体的な意見を述べなかった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：このグループにおいては、多数には至らないが、数件の賛成があった。5件が賛成、1件が反対、7件が具体的な意見なし、であった。
- 結論：この提案につき、ほとんど支持が得られなかったのは明らかである。17件のみが賛成、35件が反対、28件が具体的な意見なし、であった。あわせて63件が肯定しなかったことになる。この回答によって、多くの者がこの提案についてもっと検討すべきであると考えていることが明らかとなった。

提案12について

回答の概観

- 司法官：全員がこの提案に回答を寄せ、具体的な意見を述べた。回答は、賛成と反対が4対4の同数であった。
- 政府部局：回答の大部分は提案に反対であるか又は具体的な意見を提案しなかった。2件だけ賛成があり、3件は意見を述べず、2件は反対であった。
- 法律事務所／裁判支援グループ／個人：この提案に賛成したグループからの回答は25件中10件であった。9件は反対、6件は具体的な意見を述べなかった。
- 事業・商業組織：この提案は、前2つの提案よりも、回答者にとっては、やや許容できるものであったせいか、4件の賛成があった。残りの18件は反対であり、5件は具体的な意見を述べなかった。
- 任意的代表組織・法定代表組織：このグループの多数（8件）は、この提案に賛成であった。1件が反対であり、4件は具体的な回答を述べなかった。
- 結論：この提案には、賛成回答が28件のみ寄せられるに止まり、過半数を超えなかった。残りの34件は反対であり18件は具体的な意見を述べなかった。すなわち、併せて52件の回答が賛成票を入れなかったことになる。多くの回答が、「公共の利益」（‘public’ interest）なる用語では誤用・濫用を避けないと考えていた。

結論

1. 本報告書の冒頭でも述べたように、意見照会に対する回答中においては、様々な場合によっては正反対の議論がなされていた。回答者のうち、提案を概観した者もいたが、イングランドおよびウェールズにおける現行制度や法原理にまで掘り下げて研究した者もあった。多くの回答者は、提案された「代表請求」（‘Representative’ Claims）という概念に不賛成であったが、仮に提案が採用される場合には厳格な統制がなされるべきであるとの考慮から、範囲を限定した個別の提案に対しては、肯定的な回答を寄せていた。

2. 多くの回答の中で、原因、救済の性質および費用制度に関する問題が提起されていた。当該分野を検討した者の多くは、自己の訴訟原因を有しない主体に、原告としての行為資格を与えるような制度を実施するためには、根本的な立法が必要である、と考えていた。これはイングランド及びウェールズの法に重大な変革をもたらすものであって、それがあ分野におけるEU指令・規則としてなされるものであるにしても、法制度に多くの手直しを入れるべき問題ではそもそもなく、その必要性が明らかな分野に限って導入すべきものだ、と主張する者も数人いた。

3. かなりの数の回答者が、一般規定〔代表請求の制度を導入すること〕の必要性に疑問を呈していた。救済と費用の仕組みについては、問題状況に応じて調整する必要がある、一般規定によっては各分野特有の要請に応えられないだろう、と論ずる者もあった。民事裁判上すでに利用できる救済があり、それで需要が満たされるならば問題はないが、特定問題につき現在利用できない救済が必要となったならば、これを導入するためには基本的な立法が必要であろう。

4. 数字を見る限りにおいては、「代表請求」に関するいくつかの制度の中で最も大きな支持のあった提案は、代表資格での訴訟追行を組織に認めるための許可段階に関するもの（提案1, 5, 6, 8）、及び「代表請求」に訴訟提起前のプロトコールを含める旨のもの（提案2）であった。

5. 最も支持が少なく、強い反対にあった提案は、10・11・12である。それらは、指名されない原告のための損害賠償を将来認めること（提案11）、また直接の原因関係の範囲外にある被告に対する請求を認めること（提案10）にまで制度を拡張しようとする考察に関するものであった。

6. 賛成意見と反対意見との数が拮抗した提案は、提案3（直接の請求原因は存在するが、そのような請求を有する個人の名が知れない場合）、提案9（代表請求のために費用規定を設けるべきか）、提案12（「公共の利益」のある事案において費用負担を免除される代表主体）であった。前者は反対より賛成の方が多かったが、後者の2つは賛成より反対の方が多かった。

7. 全体的に見て、各コメントに見られるように、代表請求規定により司法へのアクセスの拡大を図ることに賛成が集まった。しかし回答者は、特定問題に特有な必要性を顧慮せず、必然的に広範囲に適用される一般規定を設けることについては、明らかに懸念を表明した。

8. 代表組織の多くは当該制度に賛成したのに対して、企業関係の回答者は、虚偽請求を

も認めかねない濫用可能な制度にすべきではない、との理由から懸念を表明した。司法関係者又は法律専門家の意見はわかれた。ある者は司法へのアクセスを拡大する手段として本提案に賛成したが、他の者は、基本的な立法をすることなく、手続当事者に関する基礎に根本的変更をもたらす提案に対して懸念をもっていた。

9. 意見照会文書への回答から得られた結果を考慮する際、大法官府は、他の地域（特にEU）において現在進んでいる立法の展開をも考慮に入れてある。EU指令・規則に直接命じられ又はその後に立法をするためには、代表組織が相談者・顧客の集団のために行動するための便宜を図る装置が必要となる。これは、（例えばEUの差止に関する指令（Directive 98/27/EC）の結果として通商産業省が実施した差止命令規則（the Stop Now Orders）におけるように）ある請求について他者の代表者としてよりはむしろ自己の資格において訴訟追行する便宜を組織に与えるものをいう、と考えられているようである。差止命令規則においては、（取引基準局や消費者協会といった）訴訟をすることができる者の詳細を「承認された」組織〔適格組織〕として列挙する一覧が存在する。

10. 個別提案の賛成・反対の票数だけでなく提示された議論内容についても考慮し、また欧州における展開をも視野に入れて考慮した結果、民事訴訟手続に一般的制度を導入するのではなく、対象を絞る形でイニシアチブを進めることに決定した。これは、立法作業において発達した代表請求の基本原則が存在する欧州の水準で問題に対処しつつ、かつ関連領域に絞った国内立法を整備する際に問題の局面を考慮する、という形を採ることを意味する。そうすることにより、救済や費用の仕組みに関係する個別の必要性を満たす体系を整備することができるし、また関連組織を確認する最善の方法は裁判所の許可段階なのかあるいは承認された組織の一覧の形式なのかを考慮することもできる。前者（裁判所の許可段階）を採用すれば、適格を有する組織が広範にわたる場合でも柔軟に対応できるし、後者（承認された組織の一覧）を採用すれば、組織の適格につきより大きな法的安定が得られ、また一度組織が承認されれば、各請求につき許可段階を省略できるため個々の請求の過程を簡素化できる。

11. またこのアプローチを採れば、基本立法の必要性に関する懸念にも対処できる。EUの立法と、政府省庁により基本立法として整備された立法によれば、裁判所規則中に二次立法で変更する場合よりも、対象問題を変革するための更なる考慮と射程を与える。それにより、最も適切な方法において個々の問題を扱う柔軟性が保たれ、特定の問題に適さない可能性のある一般規定の落とし穴を回避することができる。これを進むべき方向として確認し、またそのような法整備において提案中のどの要素が重要であり又無用であるのかを確認するにあたり、意見照会文書の回答は非常に有用であることが分かった。

12. 我々は、回答の肯定面を捉えて、これを文書プロセスに対する肯定的立場を示したも

のであると考える。そして、限定された形であるにせよ、提案のねらいを満たす結果を得たものと考えている。この調査結果は代表請求に関する問題の全貌〔全ての範囲〕を認識する上で有意義であった。また（たとえば許可段階のような）本質的な部分の提案については、将来において‘代表請求’の要素を含む立法をする際、考慮する必要があるだろう。

※ 本稿は、2005年度特別研究費の成果の一部である。